

広島県における
中小企業者のための
官公需確保対策等について

令和6年8月29日

広島県

令和4年度 官公需契約の実績

令和4年度官公需契約実績額等の調査より

(単位：円，%)

官公需総実績額(A)		中小企業・小規模事業者向け契約実績(B)				新規中小企業者向け契約実績(C)			
		金 額		比 率		金 額		比 率	
合 計	物 件	合 計	物 件	合 計	物 件	合 計	物 件	合 計	物 件
	工 事		工 事		工 事		工 事		工 事
	役 務		役 務		役 務		役 務		役 務
202,393,402,814	15,183,619,114	129,543,171,209	9,515,725,292	64.0	62.7	1,308,164,511	61,131,541	0.65	0.40
	105,247,323,070		89,799,788,139		85.3		30,570,776		0.03
	81,962,460,630		30,227,657,778		36.9		1,216,462,194		1.48

【参考】令和3年度官公需契約実績額等の調査より

(単位：円，%)

官公需総実績額(A)		中小企業・小規模事業者向け契約実績(B)				新規中小企業者向け契約実績(C)			
		金 額		比 率		金 額		比 率	
合 計	物 件	合 計	物 件	合 計	物 件	合 計	物 件	合 計	物 件
	工 事		工 事		工 事		工 事		工 事
	役 務		役 務		役 務		役 務		役 務
172,946,686,020	17,850,891,882	113,679,509,604	8,538,469,213	65.7	47.8	611,224,941	190,054,957	0.35	1.06
	92,276,160,282		77,168,350,124		83.6		49,359,398		0.05
	62,819,633,856		27,972,690,267		44.5		371,810,586		0.59

県内や市町に基本方針を通知、国に準じた官公需契約の推進を依頼

令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について

〔令和6年4月19日〕
閣議決定

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条第3項の規定に基づき、令和6年度における中小企業者に関する国等の契約の基本方針を別紙のとおり定める。

官公需契約の手引

施策の概要

－ 平成30年度版 －

中小企業庁

1. 新商品の生産により事業分野の開拓を図る中小企業を支援

中小企業者が生産する新商品・提供する新役務の調達の機会を拡大します。

広島県新事業分野開拓事業者認定制度

募 集 中

1 制度の概要

広島県では、中小企業者が生産する新商品又は提供する新役務の調達の機会を拡大及び新商品又は新役務（以下「新商品等」といいます。）の周知を通じて、中小企業者の販路開拓を支援し、新事業の育成を図るため、「新商品等の生産又は提供によって新たな事業分野の開拓を図る事業者（以下「新事業分野開拓事業者」といい、創業者を含みます。）」の認定を行います。

認定を受けた新事業分野開拓事業者が生産又は提供する新商品等は、県の機関が買い入れ又は借受、委託する際、入札などの競争の方法によらず、随意契約を行うことができます（認定の有効期間は、認定日から令和6年3月31日まで。ただし、当該期間内に、認定の日から起算して7年を経過する場合は、7年を経過する日の属する年度の末日まで。）。

また、認定した情報を県の機関に周知するとともに、県のホームページ等で広く公表します。

ただし、この認定は、県の機関が必ずその新商品等を購入又は借受、委託すること及び新商品等の品質全般を保証するものではありません。

2 対象事業者

本制度の認定対象者は、県内に主たる事業所を有する中小企業者（みなし大企業を除きます。）で、次のいずれかに該当する新商品等を生産又は提供する者です。

- (1) 県知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産又は提供する新商品等
- (2) 開発に関し県の補助金を受けているなど、(1)の規定に準ずる事業計画を有する新商品等

3 対象となる新商品

- (1) 県の機関が調達している品目又は県の機関における用途が見込まれるもの
- (2) 開発してから概ね7年以内のもの

中小企業者が生産する新商品・提供する新役務の調達の機会を拡大します。

広島県新事業分野開拓事業者認定制度

募 集 中

1 制度の概要

広島県では、中小企業者が生産する新商品又は提供する新役務の調達の機会を拡大及び新商品又は新役務（以下「新商品等」といいます。）の周知を通じて、中小企業者の販路開拓を支援し、新事業の育成を図るため、「新商品等の生産又は提供によって新たな事業分野の開拓を図る事業者（以下「新事業分野開拓事業者」といい、創業者を含みます。）」の認定を行います。

認定を受けた新事業分野開拓事業者が生産又は提供する新商品等は、県の機関が買い入れ又は借受、委託する際、入札などの競争の方法によらず、随意契約を行うことができます（認定の有効期間は、認定日から令和6年3月31日まで。ただし、当該期間内に、認定の日から起算して7年を経過する場合は、7年を経過する日の属する年度の末日まで。）。

また、認定した情報を県の機関に周知するとともに、県のホームページ等で広く公表します。

ただし、この認定は、県の機関が必ずその新商品等を購入又は借受、委託すること及び新商品等の品質全般を保証するものではありません。

2 対象事業者

本制度の認定対象者は、県内に主たる事業所を有する中小企業者（みなし大企業を除きます。）で、次のいずれかに該当する新商品等を生産又は提供する者です。

- (1) 県知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産又は提供する新商品等
- (2) 開発に関し県の補助金を受けているなど、(1)の規定に準ずる事業計画を有する新商品等

3 対象となる新商品

- (1) 県の機関が調達している品目又は県の機関における用途が見込まれるもの
- (2) 開発してから概ね7年以内のもの

4 申請方法

「広島県新商品による新事業分野開拓事業者の認定に関する要綱（以下「要綱」といいます。）」で定める様式により認定申請書を作成し、次の書類を添付して提出してください。

要綱は、広島県雇労働局イノベーション推進チームで配布するほか、県のホームページで公開しています。

- (1) 実施計画書【要綱で様式を定めています】
- (2) 会社の概要及び経歴書（法人の場合）
- (3) 財務諸表（過去1年分） ○法人の場合：貸借対照表、損益計算書、剰余（欠損）金処分計算書
○個人の場合：青色申告書又は確定申告書の写し
- (4) 新商品等に関するパンフレット又は写真等
- (5) 登記簿謄本（法人の場合）
- (6) 広島県の県税に係る納税証明書（滞納がないことを県税事務局長が証明したもの）
- (7) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（未納税額がないことを税務署長が証明したもの）
- (8) 印鑑証明書
- (9) 営業に必要な許可、認可などを得たことを証明する書類の写し

※ ④～⑨については、県の競争入札参加資格がない場合に添付すること

2. 県内業者の受注機会の拡大

入札参加資格の審査で「官公需適格組合」、「県内有資格者」等を評価

第1 資格審査の受付について

1 受付期間	1
2 提出方法及び場所	1
3 問合せ先	2
4 申請のできない者	2
5 審査について	2
6 審査結果の通知	3
7 資格について	3
8 申請対象となる物品・委託役務	3
9 申請書類の入手方法	4
10 申請書類	5
11 申請書類提出の注意事項	7
12 官公需適格組合の特例	7
13 外国籍会社の申請	7
14 契約種目追加の申請	8

第2 電子申請による場合の手順

1 電子申請全体の流れ	9
2 電子申請の手順	10

第3 申請書の記入方法

1 共通事項	14
2 物品・委託役務競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）	15
3 営業所一覧表（様式第2号）	21
4 契約種目一覧表（様式第3号）	23
5 許認可・資格者一覧表（様式第4号）	25
6 広島県内有資格者名簿（様式第5号）	27

令和4～6年 広島県物品・委託役務競争入札参加資格審査 申請の手引（随時受付・政府調達）

【目次】 はじめに

第1 資格審査の受付について	
1 受付期間	1
2 提出方法及び場所	1
3 問合せ先	2
4 申請のできない者	2
5 審査について	2
6 審査結果の通知	3
7 資格について	3
8 申請対象となる物品・委託役務	3
9 申請書類の入手方法	4
10 申請書類	5
11 申請書類提出の注意事項	7
12 官公需適格組合の特例	7
13 外国籍会社の申請	7
14 契約種目追加の申請	8
第2 電子申請による場合の手順	
1 電子申請全体の流れ	9
2 電子申請の手順	10
第3 申請書の記入方法	
1 共通事項	14
2 物品・委託役務競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）	15
3 営業所一覧表（様式第2号）	21
4 契約種目一覧表（様式第3号）	23
5 許認可・資格者一覧表（様式第4号）	25
6 広島県内有資格者名簿（様式第5号）	27
第4 申請状況の確認、補正等について	
1 電子申請による場合の申請状況の確認	32
2 補正	32
3 記載事項の変更	33
第5 その他	
1 入札情報等の入手	33
2 過去の入札結果	33
資料	
契約種目・許認可等一覧表	

広島県会計管理部総務事務課

3. 災害時応援協定の締結

災害救助や災害復旧を円滑に行うため、県内事業者と物品調達や役務提供の協定を締結

区分		協定名称	締結先名称	協定締結時期	防災・減災に向けた取組状況(締結先のホームページにリンクしています)
	物資の種類				
物資調達	食料	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	株式会社サタケ	平成8年度	-
		災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	株式会社 タカキベーカーリー	平成8年度	-
		災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	山崎製パン株式会社	平成8年度	-
		災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	広島駅弁当株式会社	平成16年度	-
		災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	株式会社糧配	平成16年度	-
		災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	公益財団法人広島県学校給食会	平成19年度	-
	生活必需品等	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	株式会社エディオン	平成8年度	-
		災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	アトム株式会社	平成8年度	-
		災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	福徳産業株式会社	平成8年度	-
		災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	朝日ナショナル株式会社	平成8年度	-
		災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	株式会社ユーホー	平成18年度	-
		災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	一般社団法人広島県LPガス協会	平成8年度	○
	飲料水	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	サントリーフーズ株式会社中国・四国支社	平成10年度	-
		災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	アサヒ飲料株式会社中国支社	平成10年度	-
		災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	コカ・コーラウエスト株式会社 広島中央支店	平成10年度	-
		災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	キリンビバレッジ株式会社中国地区本部	平成10年度	-
		災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	ハウス食品株式会社中国支店	平成10年度	-
		災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	大塚食品株式会社広島支店	平成17年度	-
	食料、飲料水、生活必需品等	災害救助に必要な物資の調達及び平常時における防災活動への協力に関する協定書	株式会社福屋	平成8年度	-
		災害時等及び平常時における防災活動への協力に関する協定書	イオンリテール株式会社 中四国カンパニー支社	平成18年度	○
		災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	株式会社フレスタ、株式会社レッツ、株式会社三原スーパー、株式会社コムズ	平成26年度	-
		災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	株式会社中国シジュー	平成11年度	-
		災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	株式会社ユアーズ	平成25年度	-
		災害救助に必要な物資の設置等に関する協定書	株式会社レンタルのニッケン広島営業所	平成11年度	-
	仮設トイレ、風呂等 段ボールベッド等 テント等	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	西日本段ボール工業組合	平成29年度	-
		災害時における物資の確保に関する協定書	株式会社ヒロガシ	平成18年度	-
		災害時における物資の調達に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成20年度	○
		災害時における物資の調達等に関する協定書	DCMダイキ株式会社	平成27年度	○
		災害時における物資の調達等に関する協定書	広島県テント工業組合	平成30年度	-
		災害時の医療材料等調達に関する協定書	広島県医療器械組合	平成13年度	-
	防災作業用品等 防災用資材 医療材料等 医療ガス等 臨床検査薬及び衛生材料等	災害時の医療ガス調達に関する協定書	一般社団法人日本産業・医療ガス協会中国地域本部	平成13年度	-
		災害時の臨床検査薬等調達に関する協定書	中国四国臨床検査薬卸連合会	平成27年度	-
		災害時における物資の調達等に関する協定書	広島県生活協同組合連合会	平成8年度	○
		災害救助に必要な物資の調達及び平常時における防災活動への協力に関する協定書	株式会社イズミ	平成18年度	-
		災害救助に必要な物資の調達及び平常時における防災活動への協力に関する協定書	株式会社フジ	平成23年度	-
		災害時における物資の調達に関する協定書	株式会社セブシー・イレブン・ジャパン	平成18年度	-
物資調達 + 連絡員派遣	食料、飲料水、生活必需品等	災害時における物資の調達に関する協定書	株式会社ファミリーマート	平成18年度	-
		災害時における物資の調達に関する協定書	株式会社ボブラ	平成18年度	-
		災害時における物資の調達に関する協定書	株式会社ローソン	平成18年度	○
		災害時における救助に関する協定	一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会	令和元年度	-
	食料、宿泊、入浴等	災害時における救助に関する協定	一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会	令和元年度	-
徒歩帰宅者支援	石油類燃料	災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者支援等に関する協定書	広島県石油商業組合	平成18年度	○
		災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者支援等に関する協定	庄原農業協同組合	平成18年度	-

1. 県内業者の受注機会の拡大

土木工事や営繕工事の入札時に「地域の精通性」、「地域貢献の実績」を評価

【総合評価落札方式の評価項目（土木工事）】

③ ICT活用工事の実績の有無（選択）	◎2.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0
① 地域内における主たる営業所又は自社工場の有無 ※「自社工場」は〈選択〉	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
(5) 地域貢献の実績 (発注事務所管内での実績に限定)	2.0~8.0	1.0~3.0			
① 過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マイドゥーバー制度認定）	2.0	1.0			
② 過去5年間の地域維持業務の受注実績【土木一式のみ】※昼夜問わず緊急対応が必要な業務（路線委託業務除雪業務（凍結防止剤散布含む）及び防犯照明開閉業務）	◎2.0				
③ 過去4年間の災害復旧工事等の受注実績【土木一式のみ】	◎4.0	◎2.0			
(6) 施工体制評価	5.0	5.0	0~5.0	5.0	0~5.0

総合評価落札方式【建設工事（土木工事）】の評価項目改正案（R5.6~）

	実績評価2点	実績評価1点	技術評価2点	技術評価1点 (3 億円未満)	技術評価1点 (3 億円以上)
(1) 特選制度			8.0~11.0	8.0~15.0	18.0~20.0
① 実績立地				(4.0) 8.0	(8.0) 16.0
② 品質に関する課題			(4.0) 8.0	◎4.0	◎8.0
③ 施工に関する課題			◎3.0	◎3.0	◎3.0
④ 工期設定の適切性（選択）					
(2) 企業の施工能力	8.0~10.0	11.0~15.0	11.0~15.0	11.0~15.0	11.0~15.0
① 過去15年間の年間・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去5年間の工事成績3件の平均点（過去5年間の工事成績の最高点）※「実績評価2点」※2	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・称号表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
④ 登録基幹技術者の配置（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑤ 自社施工（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑥ 建設キャリアアップシステムの活用	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 「広島県長寿化活用制度」登録技術者の活用実績の有無（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑧ ICT活用工事の実績の有無（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
(3) 配属予定技術者の能力	10.0~13.0	10.0~13.0	8.0~11.0	8.0~11.0	8.0~11.0
① 主任（管理）技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
② 若手・女性技術者の配置	2.0	2.0			
③ 過去5年間の工事成績3件の平均点（過去5年間の工事成績の最高点）※「実績評価2点」※2	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
④ 過去15年間の主任（管理）技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
⑤ 過去15年間の主任（管理）技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0			
⑥ 過去15年間の主任（管理）技術者の同一業種の施工経験工事の従事実績	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 過去5年間の継続教育（CPD）の受講済み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑧ 主任（管理）技術者（過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当）※「実績評価2点」※2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑨ ICT活用工事の実績の有無（選択）	◎2.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0
① 地域内における主たる営業所又は自社工場の有無※「自社工場」は〈選択〉	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
(5) 地域貢献の実績 (発注事務所管内での実績に限定)	2.0~8.0	1.0~3.0			
① 過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マイドゥーバー制度認定）	2.0	1.0			
② 過去5年間の地域維持業務の受注実績【土木一式のみ】※昼夜問わず緊急対応が必要な業務（路線委託業務除雪業務（凍結防止剤散布含む）及び防犯照明開閉業務）	◎2.0				
③ 過去4年間の災害復旧工事等の受注実績【土木一式のみ】	◎4.0	◎2.0			
(6) 施工体制評価	5.0	5.0	0~5.0	5.0	0~5.0
① 調査基準値以上で定められた1次評価に完了検査を受けた同一業種の納入工事の成績評価が全て優良建設工事等の表彰の基準点以上（選択）※「実績評価2点」※2	5.0	5.0	◎5.0	5.0	◎5.0
(7) 指名除外的状況	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
① 過去1年間に係る指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
合 計	27.0~40.0	28.0~37.0	28.0~40.0	31.0~47.0	38.0~52.0
配 点（計算値）	80点満点	80点満点	80点満点	80点満点	70点満点

※各方式の評価項目は標準であり、実施にあたっては変更となる場合がある。
 ※配点欄（ ）は①②、④において課題が2つ以上ある場合の配点とする。
 ※⑧は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。
 ※WTO案件を含むJ V工事の形式・評価項目等は別途決定する。
 ※成績点及び技術者の継続教育の評価対象期間の改訂はR5.4.1からとする。

2. 県内業者の受注機会の拡大

工事契約時に県外業者を「下請先」、「購入先」とする理由を厳格化

別紙

県外業者を下請業者とする理由書

令和 年 月 日

(発注者) 様

受注者 所在地
商号又は名称
担当者 職名
氏名

この工事の一部について広島県外に主たる営業所・本店を有する者に請け負わせる理由は次のとおりです。あらかじめ届出ます。

- 1 工事名
- 2 工事箇所
- 3 請負金額
- 4 工期
- 5 下請内容

下請業者(本店又は主たる営業所の情報欄)			下請内容		
名称	所在地	許可番号 (許可年月日)	区分	契約金額(概算) (見積金額)	工事内容
			1次下請 2次以降	千円	
契約する営業所			主任技術者(経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者は配置不可)		
名称	所在地	許可業種	氏名	生年月日	技術者資格
本店 営業所					イ・ロ・ハ

※ 理由を具体的に記載してください。

- (注) 1 許可番号については、必要なものを○で囲むこと。
2 許可証及び許可申請書又は変更届出書(下請契約を契約予定の営業所の許可業種及び経営・専任が確認できるもの)の写しを添付すること。
3 二次下請以下の下請負人も全て記入することとし、下請内容の区分は、受注者が直接その当事者となって下請負させる業者については1次下請を、受注者が直接その当事者とならない下請負人については2次以降を○で囲むこと。
4 契約する営業所の名称は、下請契約を契約予定の営業所が本店(主たる営業所)の場合については本店を、その他の営業所の場合については、営業所名を記入の上、営業所を○で囲むこと。
5 契約する営業所の許可業種は、下請契約を契約予定の営業所が有する許可のうち、当該下請工事に必要な業種のみを記載すること。
6 契約内容の確認できるもの(見積書の写し等(下請負に付する工区を明示した図面等を含む))を添付すること。
7 技術者は、配置予定の者について記載すること。
8 技術者資格は、建設業法第7条第2号イ・ロ・ハのうち該当するものの記号を○で囲み、資格者証等(監理技術者資格者証を有している場合は、監理技術者資格者証)の写しを添付すること。(実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること。)
9 主任技術者と下請負人との雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付すること。
10 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに再提出すること。

別紙

県外業者を主要資材の購入先とする理由書

令和 年 月 日

(発注者) 様

受注者 所在地
商号又は名称
担当者 職名
氏名

この工事について、広島県内に営業所を有しない者から主要資材の購入をする理由は次のとおりです。

- 1 工事名
- 2 工事箇所
- 3 請負金額
- 4 工期
- 5 理由

※ 理由を具体的に記載してください。

3. 中小建設事業者の企業連携、協業化を促進

合併等が受注機会の確保において不利にならないよう配慮

【県内建設業者の合併等に関する特例要綱】

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の優良な建設業者の合併その他の協業化の促進を図るため、県が発注する建設工事における資格審査及び指名競争入札に参加する者の選定等における特例について必要な事項を定める。

(入札参加資格審査の特例)

第3条 県内に主たる営業所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「合併会社等」という。）は、入札参加資格審査の特例の適用を申請することができる。

- (1) 会社である県内業者が合併をした場合における合併後存続する会社（以下「合併存続会社」という。）
- (2) 会社である県内業者の合併によって新設される会社（以下「合併新設会社」という。）
- (3) 他の県内業者（当該事業譲渡により建設業に係る事業の全部を廃止するものに限る。以下「事業譲渡人」という。）の建設業に係る事業の全部を譲り受けた県内業者（以下「事業譲受人」という。）
- (4) 他の県内業者（当該会社分割により建設業に係る事業の全部を廃止するものに限る。以下「分割会社」という。）の建設業に係る事業の全部を承継した県内業者（以下「分割承継会社」という。）
- (5) 県内業者を組合員として設立され、かつ、その組合員の全員が建設業に係る事業の全部を廃止している協業組合（以下「全部協業組合」という。）

県内建設業者の合併等に関する特例要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の優良な建設業者の合併その他の協業化の促進を図るため、県が発注する建設工事における資格審査及び指名競争入札に参加する者の選定等における特例について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号の会社をいう。
- (2) 入札参加資格者 建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第6条本文の資格の認定を受けている者をいう。
- (3) 主たる営業所 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の営業所のうち主たるものをいう。（営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙二(1)又は別紙二(2)に主たる営業所として記載したものをいう。以下同じ。）
- (4) その他の営業所 建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所以外のものをいう。
- (5) 県内業者 主たる営業所を県内に有する入札参加資格者をいう。
- (6) 協業組合 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号の協業組合をいう。

(入札参加資格審査の特例)

第3条 県内に主たる営業所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「合併会社等」という。）は、入札参加資格審査の特例の適用を申請することができる。

- (1) 会社である県内業者が合併をした場合における合併後存続する会社（以下「合併存続会社」という。）
- (2) 会社である県内業者の合併によって新設される会社（以下「合併新設会社」という。）
- (3) 他の県内業者（当該事業譲渡により建設業に係る事業の全部を廃止するものに限る。以下「事業譲渡人」という。）の建設業に係る事業の全部を譲り受けた県内業者（以下「事業譲受人」という。）
- (4) 他の県内業者（当該会社分割により建設業に係る事業の全部を廃止するものに限る。以下「分割会社」という。）の建設業に係る事業の全部を承継した県内業者（以下「分割承継会社」という。）
- (5) 県内業者を組合員として設立され、かつ、その組合員の全員が建設業に係る事業の全部を廃止している協業組合（以下「全部協業組合」という。）

(総合数値の調整)

第4条 合併会社等の建設工事入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）における総合数値は、次のとおりとする。

- (1) 前条の申請の日において有効であった県建設工事入札参加資格者名簿（以下「名簿」